

# 1. 入 港 料

大阪市入港料条例（昭和 51 年 10 月 1 日大阪市条例第 81 号）

同 施行規則（昭和 51 年 12 月 23 日大阪市規則第 116 号）

審査基準（整理番号 港湾一条申-18）

大阪市港湾局

令和 2 年 6 月 1 日現在

## 1 料 率

大阪港に入港する船舶、入港 1 回、総トン数 1 トンにつき

内航船舶…………… 1 円 48 銭（消費税 10%含む）

外航船舶…………… 2 円 70 銭

## 2 入港料を徴収しない船舶

- (1) 港湾法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶
- (2) 総トン数 700 トン未満の船舶
- (3) 検疫のみの目的で入港する船舶
- (4) 避難勧告により大阪港外に避難し、再入港する船舶
- (5) 親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する外国船舶
- (6) 国又は地方公共団体が運航する船舶
- (7) 大阪港内を単に通過する船舶

## 3 入港料の減免

- (1) 同一船舶が 1 日に 1 回を超えて入港する場合には、1 回を超える入港に係る入港料は、免除する。
- (2) 同一船舶が 1 月に 10 回を超えて入港する場合には、10 回を超える入港に係る入港料は、免除する。  
この場合の入港回数は、前号の規定により入港料を免除される入港に係る回数を除いた回数とする。
- (3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する船舶については、入港料を減額又は免除することがある。
  - ① 海難その他航行上の支障により入港する船舶
  - ② 国、地方公共団体又は公共的団体が施行する港湾工事その他の工事に従事する船舶
  - ③ 前①②に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認める船舶

○「市長が特別の事由があると認める船舶」とは次のものをいう。

  - ・大阪港と他港との間で新規に開設される航路により入港する第一船
  - ・大阪港に初入港する外航コンテナ船
  - ・定期航路で 1 月に 4 回以上入港する船舶（減免率：10%）
  - ・国又は地方公共団体の要望により、公用又は公共の用に供するため施設を使用し、又は占用する船舶（例：防災訓練）
  - ・市長が港湾管理上又は港湾工事施工上必要と認めて行った要望により、施設を使用し、又は占用する船舶（例：港湾工事施行に伴う施設の使用）
  - ・本市の主催する行事に参加するため、施設を使用し、又は占用する船舶（例：港めぐり）

- ・大阪港と神戸港、尼崎西宮芦屋港又は堺泉北港のいずれかに連続寄港する外航コンテナ船（減免率：50%）
- ・ 40,000 総トンを超える外航コンテナ船（本来の総トン数を乗じて得た額から、40,000 総トン数を乗じて得た額を差し引いた額を免除）
- ・ 700 総トン以上で、大阪港で荷役する貨物のうち国際海上コンテナが過半を占める内航船舶
- ・ 大阪港に入港するクルーズ客船（13 人以上の旅客定員を有する船舶で、宿泊施設を有する旅客船（フェリーを除く））
- ・ 国際基幹航路（北米・欧州）の定期航路で入港する外航コンテナ船（減免率：50%）
  - ※ ただし、新たに開設する国際基幹航路（同上）の定期航路で入港する場合には入港する第一船より1 年目は全額免除
- ・ LNG 燃料船（減免率：10%）
- ・ グリーンアワード財団認証船舶（減免率：10%）
  - ※ LNG 燃料船とグリーンアワード財団認証船舶の両方を満たしている場合も減免率 10%を適用
- ・ その他、個々具体のケースにより、特別の事由があると認められる場合がある。